

雇用保険の基本手当（失業給付）のご案内

雇用保険（雇用の安定や促進を目的とした公的な保険制度）の被保険者は、失業後、生活を心配しないで仕事を探し、1 日でも早く再就職ができるように手当が支給されます。ただし、受給の要件を満たしている必要があります。

■ 受給要件

雇用保険の被保険者が離職して、次の①及び②に該当すること

- ① 働く意思と能力があり、求職活動を行っているにもかかわらず職業に就くことができない「失業の状態」にあること（求職活動が行えること）
- ② 離職の日以前 2 年間に、被保険者期間が通算して 12 か月以上あること
※ ただし、会社の都合によって失業した『特定受給資格者』、期間の定めのある労働契約が更新されなかった場合や正当な理由のある自己都合で退職した『特定理由離職者』の場合は、退職（失業）した日より前の 1 年間に、雇用保険の被保険者であった期間が合計で 6 か月以上ある場合でも要件を満たす。

■ 受給期間・給付日数

原則として受給が可能な期間は離職した翌日から 1 年間ですが、手当が給付される日数は離職理由、離職時の年齢、被保険者であった期間等によって異なります。

■ 支給額

雇用保険で受給できる 1 日当たりの金額を基本手当日額といいます。基本手当日額は、原則として離職した日の直前 6 か月に支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を 180 で割って算出した金額のおよそ 45～80%になります。基本手当日額は、下限額と年齢区分ごとの上限額が定められます。

■ 申請窓口

お住まいを管轄するハローワーク

■ 申請方法・必要書類

求職の申込みを行ったのちに「雇用保険被保険者離職票－1，2」を提出し、受給資格が決定されます。

【必要書類】

雇用保険被保険者離職票－1，2・個人番号確認書類・身元（実在）確認書類（写真付きの身分証明証等）・写真 2 枚（たて 3cm×よこ 2.4cm）・本人名義の普通預金通帳またはキャッシュカード

■ その他

- ・ 受給期間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で 3 年間です（60 歳以上の定年等により離職し、しばらく休養する場合は最長 1 年）。
- ・ 受給資格者が離職後、ハローワークで求職の申込みをした後に 15 日以上引き続いて病気やケガのために職業に就くことができない場合は、その病気やケガのために基本手当の支給を受けることができない日の生活の安定を図るために雇用保険から傷病手当が支給されます。
- ・ 基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間中に、原則として 2 回以上の求職活動の実績が必要となります。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談窓口「ソーシャルワーカー」

または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081，2084，2489）